

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA病院（以下「病院」という。）に採用され、看護助手として勤務していたところ、同年〇月頃、被害妄想、幻聴などの症状が現れたことから、同年〇月〇日、B病院に受診し「非定型精神病」と診断された。

請求人は、病院関係者からのわいせつ行為、嫌がらせ等により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会は、意見書において、主治医のC医師の意見書を踏まえ、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F25 統合失調感情障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したとしており、当審査会も請求人の主張や症状経過等に照らし、同部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えるところから、以下、認定基準に基づき、本件について検討する。

(3) 請求人の業務上の出来事の心理的負荷について検討すると、請求人は、本件疾病の発病の原因となる出来事として、要旨、①病院関係者からセクハラ、いじめや侮辱的な言動を受けた、②配置換えがあった、③退職を強要されたと主張するので、以下、これらについて検討する。

ア 上記①の出来事について、請求人と夫、病院関係者らの申述を照らし合わせ検討すると、請求人の主張と病院関係者の申述との間に整合性がなく、その事実は確認することができない。また、請求人の聴取書、症状経過、医証等から、被害妄想によるものと推測されることから、請求人の主張する出来事は、認定基準の出来事として評価することができないと判断する。

イ ②の出来事について、請求人は、平成〇年〇月に救急病棟から一般病棟に配置換えされているが、これを認定基準別表1の業務による心理的負荷評価表の「配置転換があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。当該出来事については、病院関係者の申述から、請求人と病院関係

者や患者との対応に意志疎通が欠けることから、病院側が請求人に配慮した配置換えであると認められる。また、配置先では、看護助手としての業務内容が変わらないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ ③の出来事については、請求人の言動等精神状態や病院関係者の申述から、病院運営上支障が生じていることが推測されることから、病院側がやむを得ず解雇手続きを行ったものであることが認められる。

(4) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、労災保険法による療養補償給付を受ける権利については、同法第42条により、2年を経過したときは時効によって消滅すると規定され、また、同法第43条において、期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用することとされており、請求人が監督署長に療養補償給付(療養の費用)を請求したのは平成〇年〇月〇日であるから、この間にかかる療養の費用請求分のうち、平成〇年〇月〇日以前の分については、既に保険給付を受ける権利は消滅していることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。